

医療経営支援課

1. 医療法人の経営情報等の適切な報告について

- 令和5年5月公布の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」により、医療法（昭和23年法律第205号）が改正され、医療法人に関する情報の調査及び分析等を行う新たな制度が令和5年8月1日から施行された。
- これにより、新たに政策の企画・立案に活用するとともに、国民の理解に向けた丁寧な説明を行うことを目的とし、医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備することとなった。【PI支2】
- 医療法人からの報告は、令和5年8月決算の会計年度から始まっており、主たる事務所の所在する都道府県へ報告されるが、現時点で一部の医療法人からの報告にとどまっており、これから最も法人数が多い令和6年3月決算法人からの報告時期を迎えることを踏まえると、一層の報告の促進が必要である。
- 都道府県におかれては、経営情報等が事業報告書等とともに、医療法人から都道府県に適切に報告等されるよう、引き続き、管下の医療法人への指導・監督をお願いする。また、報告された経営情報等について速やかに確認等いただき、厚生労働省へ遅延等なく提供されるようお願いする。

（参考：「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」

ホームページURL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000177753_00005.html

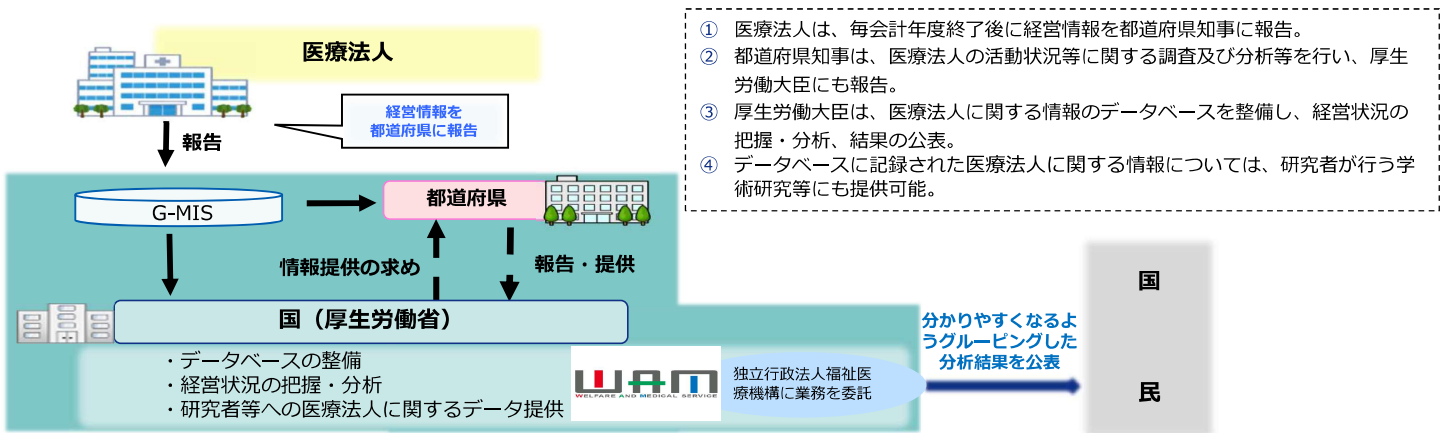
医療法人の経営情報の調査及び分析等

- 医療の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、①**医療法人の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表、③医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設する。**

【施行日：①及び② 令和5年8月1日 ③は公布日から三年以内に政令で定める日】

【データベースの概要】

- 対象：原則、全ての医療法人
- 収集する情報：病院・診療所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※病床機能報告・外来機能報告等と連携させるとともに、データの活用に当たっては、公立医療機関の経営情報などの公開情報及び、必要に応じて統計調査も活用した分析等に取り組む。
- 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表



2. 地域医療連携推進法人制度の見直しについて

- 地域医療連携推進法人（以下「連携法人」という。）制度は、平成29年4月に施行し、令和6年1月1日時点で36法人が認定されている。令和5年5月公布の「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」により、制度の活用促進のため個人立医療機関の参加を認める等制度を見直し、令和6年4月1日から施行する。
- 改正内容は主に2点あり、1点目は、個人立の医療機関等を参加可能とする仕組みを導入し、この場合、資金貸付や出資を行わないことを定款に定めることとする。また、これらを定款に定める連携法人は、公認会計士等による外部監査を原則、不要とし、重要事項として、①予算の決定又は変更、②借入金の借り入れ、③定款又は寄附行為の変更について参加法人等が決定する際に求めている連携法人への意見照会を不要とすることができる。なお、この改正は、定款を変更すれば、既設の連携法人であっても個人立の医療機関等を参加法人等に加えること等が可能である。
- 2点目は、手続きの簡素化として、代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及び都道府県医療審議会への意見聴取について、代表理事の再任時には不要とする。

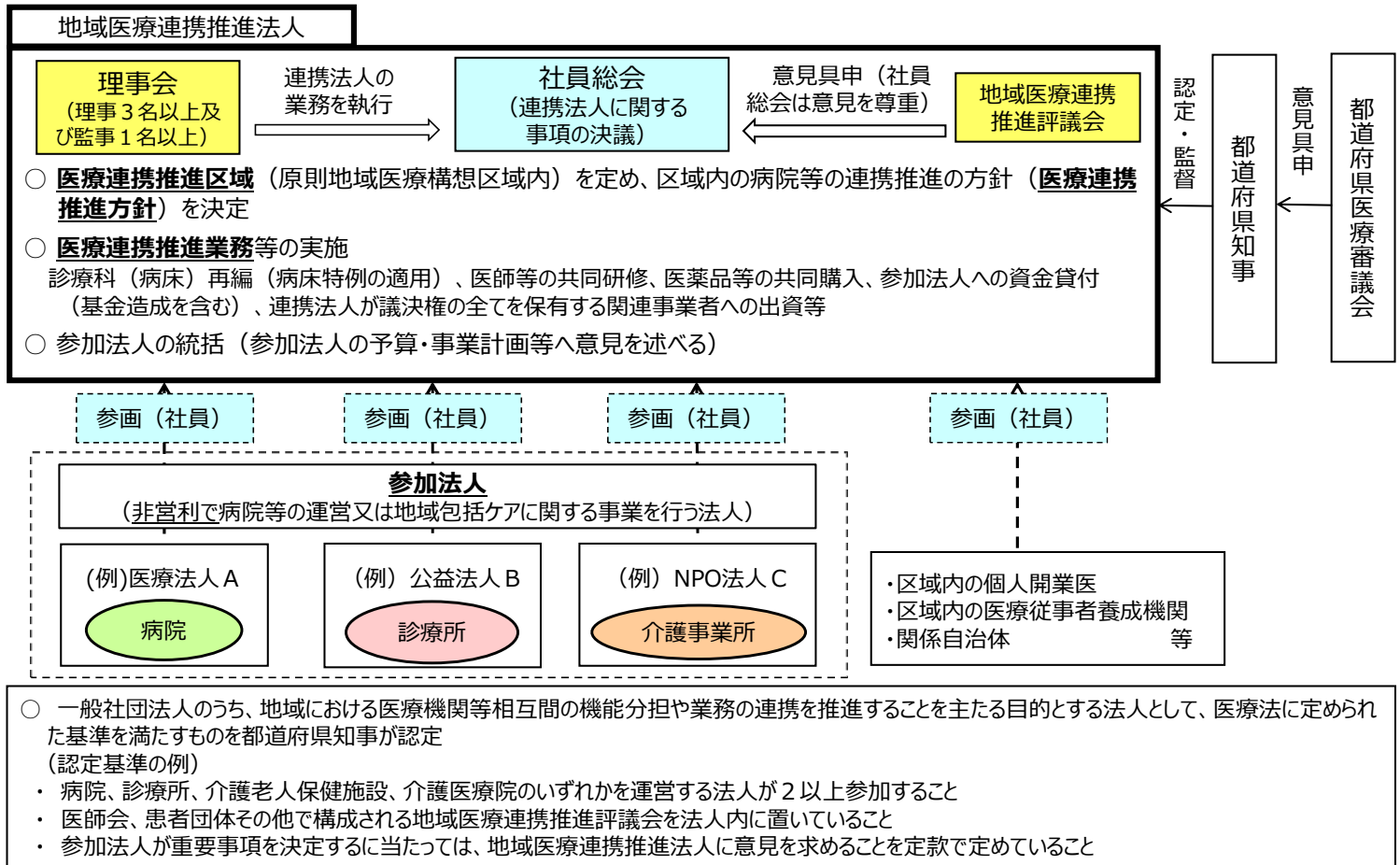
【PI支4】

- 連携法人制度は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として創設されたもので、複数の医療機関等が参加することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保することを目的としている。自治体が参加法人等となって設立される連携法人も増えており、各都道府県において、地域の状況に応じて本制度を有効に活用いただきたい。
- また、病床機能の転換や複数医療機関の再編等について具体的取組を進めていくことを目的として連携法人を立ち上げる場合、立ち上げ時に必要となる費用を、地域医療介護総合確保基金の対象経費とすることを可能としており（令和3年9月28日 医政地発0928第1号）、その有効かつ効率的な活用についても引き続き御協力をお願いする。
- その他、令和3年度に実施した連携法人等へのアンケート結果として連携法人の取組等を厚労省HPに掲載しているので活用頂きたい。

【PI支5】

地域医療連携推進法人制度の概要（現行制度）

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保



地域医療連携推進法人制度の見直し

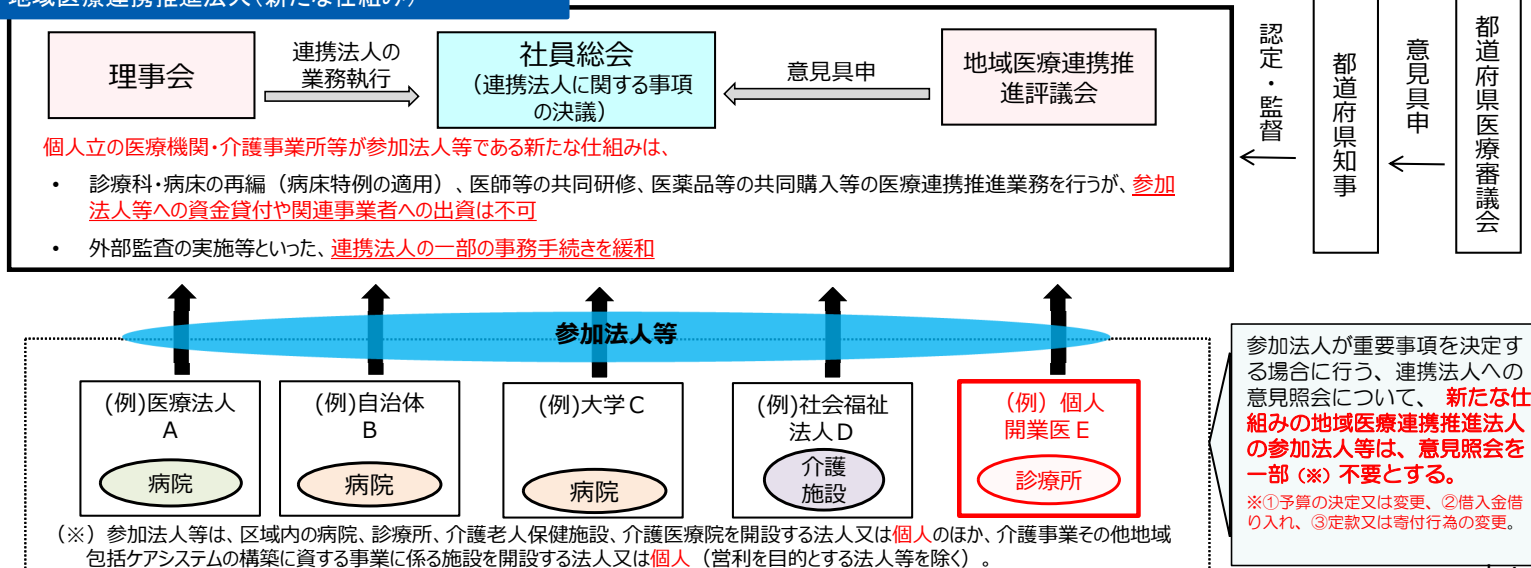
【見直し内容】

- **個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入**
 - ・ 個人立医療機関は個人用資産と医療用資産の分離が困難であること等に鑑み、カネの融通（「資金の貸付」「出資」）は不可（ヒト・モノのみ）とする。
 - ・ カネの融通をしない場合には、公認会計士又は監査法人による外部監査を原則として不要とし、また、参加法人が重要事項を決定する場合の地域医療連携推進法人への意見照会のうち、一部を不要（※）とする。
- その他、事務負担の軽減のため、**代表理事再任時の手続きを緩和**
 - ・ 具体的には、代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及びその際の都道府県医療審議会への意見聴取を、再任時には不要とする。

【施行日】 令和6年4月1日

地域医療連携推進法人（新たな仕組み）

※赤字箇所が現行制度との相違点



令和3年度地域医療連携推進法人アンケート調査結果（概要）

調査の方法等

- 実施期間：令和3年12月末～令和4年1月31日
- 調査対象：連携法人、参加法人、道府県、医師会を対象に実施し、それぞれ23連携法人（79.3%）、110参加法人（68.6%）、12道府県（60.0%）、72医師会（73.5%）から回答を得た。
- 調査方法：回答者が調査票に記入のうえ郵送または調査票データを送信して提出する形式で実施。

連携法人の業務の実施状況

- 現在の実施状況は、共同研修は15法人（65.2%）、共同購入は9法人（39.1%）、在籍出向・人事交流は11法人（47.8%）が実施。
- 今後の実施予定は、共同購入・共同研修、在籍出向・人事交流は7割以上が実施予定。病床融通は10法人（43.5%）、病床数の変更は11法人（47.8%）、病床機能の変更は10法人（43.5%）が実施予定と回答し、今後、更に活動が活発化していく可能性がある。

事業名	現在実施		今後実施予定		
	(23)	100.0%	(23)	100.0%	
病床融通	3	13.0%	10	43.5%	
資金の貸し付け	0	0.0%	0	0.0%	
出資	0	0.0%	1	4.3%	
共同研修	15	65.2%	21	91.3%	
共同購入（共同価格交渉）	9	39.1%	17	73.9%	
在籍出向・人事交流	11	47.8%	19	82.6%	
医療機関の開設	0	0.0%	2	8.7%	
役割分担	医療機関の再編	0	0.0%	5	21.7%
	病床機能の変更	5	21.7%	10	43.5%
	病床数の変更	4	17.4%	11	47.8%
	診療科の再編	1	4.3%	6	26.1%
	その他	0	0.0%	3	13.0%
介護事業等への関与	1	4.3%	9	39.1%	

連携法人制度のメリット

1) 意見交換や情報交換

- 顔の見える関係が構築できた（連携法人の95.6%、参加法人の70.0%）、経営的にも率直な話ができるようになった（連携法人の52.1%、参加法人の44.5%）という回答が相対的に多く、連携法人の設立が参加法人間の情報交換の活発化に一定程度寄与している。

2) 連携強化、地域医療構想の推進

- 患者の紹介・逆紹介、転院が円滑になった（連携法人の34.7%、参加法人の30.0%）という回答が多かったものの、連携構築には時間がかかるため、設立間もない法人においては、まだ成果がないという回答が多かった。
- 一方で、病床変更による役割分担により地域医療構想の実現に寄与した（20参加法人）、病床稼働率が改善した（10参加法人）という回答もあり、連携強化の効果が表れている法人もあった。

3) 医療の質の向上、その他

- 質の高い共同研修が開催されている（連携法人の56.5%、参加法人の45.5%）という回答が多く、研修を共同で実施することにより、経費の削減、業務量の削減などが図られていた。
- 医師確保において単独よりも交渉力が増す（21参加法人）、医薬品の共同購入による経済効果が見られた（21参加法人）という回答もあり、経営へのメリットを享受している法人もあった。

連携法人制度の課題等

- 連携法人のうち13法人（56.6%）が、外部監査費用に負担感があると回答。調整業務を主としている連携法人では、費用の大半が外部監査費を含む事務費等となるため、事業比率を50%超にすることが非常に困難で職員採用の妨げにもなっており、今後、規制緩和の方向で見直しいただきたい、との意見もあった。
- 連携法人のうち11法人（47.8%）が、代表理事の再任時に都道府県知事があらかじめ医療審議会の意見を聞くことになっている手続きが非効率であると回答。道府県からも手続簡略化の要望があった。
- 連携法人の活動状況を把握している医師会が比較的多い（66.1%）一方、把握していないと回答した医師会においても、その多くが連携法人からの積極的な情報提供を求めている。

新型コロナウイルス感染症への対応

- 参加法人に対し、新型コロナへの対応において連携法人に参加していることでメリットがあったか聞いたところ、97法人のうち61法人（62.9%）が「そう思う」「ややそう思う」と肯定的に回答。
- 具体的なメリットとしては、最新の新型コロナ患者受け入れ状況やクラスター発生状況等の情報共有、感染症指定医療機関等の中核となる医療機関に在籍する感染症専門の医師・看護師からの助言やゾーニング指導、感染防護具等の融通など、連携法人への参加が新型コロナへの迅速な対応に役立つ事例があった。

3. 医療法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る対策について

- 日本が加盟している FATF (Financial Action Task Force (金融活動作業部会)) では、FATF 事務局・その他加盟国の専門家で構成される審査団による相互審査として、加盟国のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への取組み状況を評価し、その結果をもとにクラス分けをしている。さらに、その審査結果を FATF 勧告として示し、次の審査までの間に対応状況の評価をしている。
- 令和元年から実施された第四次対日相互審査では、令和3年8月に報告書が公表され、この中で医療法人を含む NPO 等 (非営利法人) について不十分とする評価を受けており、政府では、これらに対応するためその後3年間の行動計画を策定・公表し、強力的に対策を進めている。
- 報告書においては、NPO 等に関する優先して取り組むべき行動として、「テロ資金供与に悪用されるリスクがある NPO 等、特にリスクの高い地域で活動している NPO 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。」とされている。
- 国際展開に関する業務を行う医療法人 (以下「医療法人」という。) に関しては、「医療法人の国際展開に関する業務について」(平成26年3月19日付け医政発0319第5号)により、監督庁への出資に関する事前・事後の届出及び毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書の提出等の遵守すべき事項を定めている。
- 当該通知に基づく届出及び事業報告は、医療法人の海外における活動内容を把握でき、医療法人のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る対策に資するものであるため、FATF の対日審査報告書を踏まえて、引き続き、医療法人に対し、当該通知における遵守事項の周知・徹底に取り組むようお願いする。【PI 支 10】
- また、テロ資金供与への悪用防止の取組をより実効性の高いものとするため、医療法人を対象にフローチャートを用いたモニタリングの実施をお願いしている。当該取組の実施についても、引き続き対応をお願いする。【PI 支 19】

○ さらに、「令和4年犯罪収益移転危険度調査書の公表及びテロ資金
供与に係る対策の好事例の提供について」（令和4年12月8日付け事
務連絡）により、「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（令
和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室）において紹介されて
いる各公益法人の取組事例等を提供等しているので活用頂きたい。ま
た、上記監督・指導の下、リスクの懸念がある医療法人があれば厚生
労働省あて連絡をお願いしているところであり、こちらも引き続き対
応をお願いします。【PI支24】

○ なお、犯罪収益移転危険度調査書について、令和5年のものが公表
されているので、掲載されている警察庁のホームページのURLを共
有させていただく。

警察庁 HP: <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

○ また、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る財務省のホー
ムページのURLも共有させていただくので、参考としていただきた
い。

財務省 HP: https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/

事務連絡
令和3年8月31日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項の
周知・徹底について

日本が加盟している FATF（Financial Action Task Force（金融活動作業部会））では、加盟国のマネーロンダリング・テロ資金対策に関する FATF 勧告の実施状況について、FATF 事務局・その他加盟国の専門家で構成される審査団が評価を行っており、令和元年には、金融機関をはじめ、医療法人を含む NPO 等（非営利法人）についても第四次対日相互審査が行われ、今般、その報告書が公表されたところです。

併せて、政府は、今般の報告書公表を契機として、今後3年間の行動計画（別添）を策定・公表し、強力に対策を進めていくこととしております。

【報告書概要（仮訳）】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/fatf/fatf_houdou_20210830_1.html

NPO 等に関する優先して取り組むべき行動として、

- ・ テロ資金供与に悪用されるリスクがある NPO 等、特にリスクの高い地域で活動している NPO 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイダンス提供、モニタリング又は監督を行う。

とされていることを踏まえ、貴管下の医療法人に対して下記について引き続き、ご指導いただくよう、よろしく願いいたします。

記

国際展開に関する業務を行う医療法人（以下「医療法人」という。）に関しては、「医療法人の国際展開に関する業務について」（平成26年3月19日医政発0319第5号）により、監督庁への出資に関する事前・事後の届出及び毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書の提出等の遵守すべき事項を定めているところです。

当該通知に基づく届出及び事業報告は、医療法人の海外における活動内容を把握でき、医療法人のマネーロンダリング・テロ資金供与対策に資するものであるため、FATFの対日審査報告書を踏まえて、引き続き、各都道府県においては医療法人に対し、当該通知における遵守事項を周知・徹底に取り組んでいただくとともに、医療法人を適切に指導・監督いただくよう、よろしくお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課

電話：03-5253-1111（内線 2640）

メールアドレス：iryouhoujin@mhlw.go.jp

【 改 正 後 全 文 】
医政発 0 3 1 9 第 5 号
平成 2 6 年 3 月 1 9 日
最終改正 医政発 0329 第 36 号
平成 31 年 3 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

厚生労働省医政局長

医療法人の国際展開に関する業務について

「医療法人の附帯業務の拡大について」(平成26年3月19日医政発0319第4号)により、医療法人の附帯業務に、「国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務」として「海外における医療施設の運営に関する業務」を追加することに伴い、今般、医療法人が国際展開に関する業務を行うに当たって遵守すべき事項について、下記のとおり定めたので通知する。

貴職におかれては、下記について、御了知の上、貴管内の医療法人等に対する周知方お願いします。

記

第1 附帯業務として実施すること

本業務を実施するに当たっては、本来業務である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない範囲内で行われること。

第2 出資の価額

本業務を実施するに当たり必要な現地法人への出資の価額及びその総額は、直近の会計年度において作成された貸借対照表の繰越利益積立金の範囲内とすること。その際、「医療法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第95号)を適用し

た会計処理がされること。

ただし、「医療法人会計基準」の公布以前に開始した会計年度について「医療法人会計基準について」（平成26年3月19日医政発0319第7号）により周知した会計基準を適用している場合は、この限りではないこと。

また、医療法人が出資を行う前に、監督庁に対して、別添1の様式に従い、出資する法人の名称、出資の価額等について届け出ること。出資後は、監督庁に対して、別添2の様式と出資先と出資額を証明する資料を届け出ること。

第3 事業報告

海外で行う医療の適正性を担保する観点から、国際展開に関する業務を行う医療法人は、毎会計年度終了後3か月以内に、別添3の様式による事業報告書を監督庁に提出すること。なお、監督庁は、受領した事業報告書の写しを厚生労働省に提出すること。また、医療法人は、監督庁及び厚生労働省の求めに応じて、適宜、必要な報告を行うこと。

第4 その他

社会医療法人が国際展開に関する業務を行う場合には、これ以降、収益業務ではなく附帯業務として扱い、出資の価額など本通知などで定める事項を遵守すること。

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事前）

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の価額	
他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額	
繰越利益積立金の額	

※ 適宜、財務諸表や事業内容がわかる資料などを添付してください。

国際展開に関する業務における出資に関する届出（事後）

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行う国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する事業といえますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問2 日本や現地の法令等に従って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問3 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供しますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問4 医療法人の本来業務に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 その他、医療法人の本来業務に支障を与える可能性のあることは行いませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
今回の出資の価額	
他の現地法人に対するものを含め、これまで出資した価額の総額	
繰越利益積立金の額	

※ 出資先と出資額を証明する資料（振込証書等）を添付してください。

国際展開に関する業務に係る事業報告書

年 月 日

医療法人の名称	
医療法人の住所	
事業を行っている国の名称	
事業の具体的内容	
確認事項	<p>下記の確認事項について、当てはまる回答にチェックをしてください。</p> <p>問1 日本や現地の法令等に従って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ（現地の行政などから指導をされた場合を含む）</p> <p>問2 日本や現地の医療倫理に沿って、医療を提供していますか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ（現地の行政などから指導をされた場合を含む）</p> <p>問3 今事業年度における事業の運営状況はどうですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 黒字である <input type="checkbox"/> わずかに黒字である</p> <p><input type="checkbox"/> わずかに赤字である <input type="checkbox"/> 赤字である</p> <p>問4 医療法人の本来業務の運営に支障を与える可能性のある、無制限の責任を負う契約や現地法人に対する債務保証などは行っていませんか。</p> <p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p> <p>問5 今後の事業の方向性はどのような予定ですか。</p> <p><input type="checkbox"/> 拡大する予定 <input type="checkbox"/> 現状維持する予定</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小する予定 <input type="checkbox"/> 撤退する予定</p>
平成〇年度における事業の概況について（現地法人の財務状況についても記載すること）	
今後の事業の計画について	

※ 適宜、事業報告書、現地法人の財務状況がわかる資料などを添付してください。

マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画

1. マネロン・テロ資金供与・拡散金融に係るリスク認識・協調				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	国のリスク評価書の刷新	マネロン、テロ資金供与及び拡散金融に対する理解を向上させるため、リスク評価手法の改善等によって、国のリスク評価書である犯罪収益移転危険度調査書を刷新する。	令和3年末	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、その他関係省庁
(2)	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の設置	「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を設置し、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定・推進する。	実施中	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁
(3)	国の政策策定	刷新された犯罪収益移転危険度調査書に基づき、マネロン、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る国の政策を策定する。	令和4年春	警察庁、財務省、金融庁、法務省、外務省、内閣官房、その他関係省庁
2. 金融機関及び暗号資産交換業者によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化	マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する監督当局間の連携の強化、適切な監督態勢の整備するほか、リスクベースでの検査監督等を強化する。	令和4年秋	金融庁、その他金融機関監督官庁
(2)	金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施	マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に係る義務の周知徹底を図ることで、金融機関等のリスク理解を向上させ、適切なリスク評価を実施させる。	令和4年秋	金融庁、その他金融機関監督官庁
(3)	金融機関等による継続的顧客管理の	取引モニタリングの強化を図るとともに、期限を設定して、継続的顧客管理などリスクベースでのマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化を図る。	令和6年春	金融庁、その他金融機関監督官庁

	完全実施			
(4)	取引モニタリングの共同システムの実用化	取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図るとともに、政府広報も活用して国民の理解を促進する。	令和6年春	金融庁
3. 特定非金融業者及び職業専門家によるマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策及び監督				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	監督ガイドライン策定・リスクベースの監督強化	マネロン・テロ資金供与対策に関する監督ガイドラインを更新・策定するとともに、適切な監督態勢を整備するほか、リスクベースでの検査監督を強化する。	令和4年秋	警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁
(2)	特定非金融業者及び職業専門家に対するリスク評価・顧客管理強化等	マネロン・テロ資金供与対策義務に関する周知徹底を図り、リスク理解を向上させる。この他、マネロン・テロ資金供与対策の強化の一環として、継続的顧客管理及び厳格な顧客管理措置、疑わしい取引の届出の質の向上に取り組む。	令和4年秋	警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁
4. 法人、信託の悪用防止				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	法人・信託の悪用防止	法人及び信託がマネロン・テロ資金供与に悪用されることを防ぐため、法人及び信託に関する適切なリスク評価を実施し、リスクの理解を向上させる。	令和4年春	法務省、警察庁
(2)	実質的支配者情報の透明性向上	全ての特定事業者が、期限を設定して、既存顧客の実質的支配者情報を確認するなど、実質的支配者に関する情報源を強化する。	令和6年春	法務省、警察庁、特定事業者所管行政庁
		株式会社の申出により、商業登記所が実質的支配者情報を保管し、その旨を証明する制度を今年度中に開始するとともに、実質的支配者情報を一元的に管理する仕組みの構築に向け、関係省庁が連携して利用の促進等の取組みを進める。	令和4年秋	
(3)	民事信託・外国信託に関する実質的	信託会社に設定・管理されていない民事信託及び外国信託に関する実質的支配者情報を利用可能とし、その正確性を確保するための方策を検討し、実施	令和4年秋	法務省、その他関係省庁

	支配者情報の利用・正確性確保	する。		
(4)	法人・信託に関するガイドランス作成	都道府県警や国税庁等の法執行機関向けに、法人及び信託の実質的支配者情報に適時にアクセスするためのガイドランスを作成する。	令和4年秋	警察庁、財務省及びその他関係省庁
(5)	特定非金融業者及び職業専門家の顧客管理の実施	全ての特定非金融業者及び職業専門家に実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じる。	令和4年秋	警察庁、特定非金融業者及び職業専門家所管行政庁
5. マネロン・テロ資金供与の捜査及び訴追等				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	マネロン罪の法定刑引上げ	組織的犯罪処罰法について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	法務省、内閣官房
(2)	マネロン罪の捜査・訴追の強化	重大・複雑なマネロンの更なる捜査・訴追や、マネロンの起訴率の向上のため、タスクフォースの設置、各種通達等の発出等を行い、これらを踏まえた捜査・訴追を実施する。	令和4年秋	法務省、警察庁
(3)	捜査・没収の強化	犯罪収益や、マネロンに関連する犯罪供用物の押収・没収・追徴を適切に実施するため、リスクが高い分野に関する犯罪収益追跡捜査、没収・追徴及びその保全の積極活用、没収の執行強化を行う。	令和4年秋	法務省、警察庁
(4)	税関の対応強化	国境での現金の差し止めを強化するとともに、現金の輸出入情報の警察庁への共有を促進する。	実施中	財務省
(5)	テロ資金等提供罪の強化	テロ資金提供処罰法について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	法務省、内閣官房
(6)	テロ資金等提供罪の捜査・訴追の強化等	テロ資金等提供罪の捜査・訴追に関する関係省庁の連携強化のためのタスクフォースを設置し、テロ資金等提供罪の捜査・訴追に取り組む。 また、テロ資金供与のリスク理解向上のため、当局及び特定事業者への周知を実施する。	令和4年秋	法務省、警察庁、その他関係省庁

6. 資産凍結及びNPO				
	項目	行動内容	期限	担当府省庁等
(1)	資産凍結措置の範囲の拡大と明確化	制裁対象者に支配される者等の資産凍結を実施するとともに、外為法による資産凍結措置の範囲を告示等により明確にする。また、国際テロリスト財産凍結法についても検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	【外為法】 財務省、経済産業省 【国際テロリスト財産凍結法】 内閣官房、警察庁、その他関係省庁
(2)	遅滞なき資産凍結	国連安全保障理事会制裁委員会等による資産凍結等の対象となる個人・団体の指定後遅滞なく資産凍結措置を行うため、告示の発出プロセスを迅速化する。	実施中	外務省、財務省、警察庁
(3)	特定事業者による資産凍結措置の執行の強化	特定事業者のモニタリングなどにより、第三者が関与する制裁対象者との取引の防止を含め、資産凍結措置の執行を強化する。	令和4年秋	財務省、特定事業者所管行政庁
(4)	大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結	国連安全保障理事会決議等で指定された大量破壊兵器拡散に関わる居住者の資産凍結を実施するための法制度の整備について検討し、所要の措置を講じる。	令和4年夏	内閣官房、警察庁、外務省、財務省、経済産業省、その他関係省庁
(5)	NPOのリスク評価とモニタリング	NPOがテロ資金供与に悪用されるリスクについて適切に評価を行い、リスクベースでモニタリングを実施する。	令和4年春	内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省
(6)	NPOへの周知	高リスク地域で事業を実施するNPOの活動の健全性が維持されるよう、テロ資金供与リスクとテロ資金供与対策の好事例に関する周知を行う。	令和4年春	内閣府、文部科学省、厚生労働省、外務省、警察庁、財務省

事務連絡
令和6年1月12日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

国際展開を行う医療法人へのモニタリングの実施について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になり、マネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化していることを踏まえ、現在、我が国においては、テロ資金供与に係る対策について、政府一体となって強力に対策に取り組んでいるところです。

テロ資金供与に巻き込まれることは、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、医療法人全体の信頼を損ね、地域の医療提供体制を脅かすことにも繋がりますので、当課としても、政府の取組の周知、国際展開を行う医療法人への監督・指導の徹底をお願いしてきたところですが、テロ資金供与への悪用防止の取組をより実効性の高いものとするため、国際展開を行っている医療法人を対象にモニタリングの実施を下記のとおりお願いいたします。

なお、今般の令和6年能登半島地震の影響により実施することが困難な場合は、当該地震への対応が落ち着き次第、実施いただくようお願いいたします。

記

1 モニタリングフローチャートの実施

- ・ 別添1（モニタリングフローチャート）により、追加アプローチの要（「資金移動」の項目に高リスクがある場合又は「海外パートナー」の項目に2つ以上の高リスクがある場合）・不要を確認してください。
- ・ 1法人で複数国において国際展開を行っている医療法人においては、国ごとに実施してください。
- ・ 現在、国際展開を行っている医療法人に対するモニタリングフローチャートの結果は、2月16日（金）までに当課あて報告してください。また、新しく国際展開を行う医療法人についても、実施後速やかに報告いただきま

すようお願いいたします。

2 追加アプローチの実施

1で追加アプローチ要となった医療法人には、別添2（リスク項目確認票）を送付いただき、追加アプローチを実施してください（対面、Web方式等形式は問いません。）。

追加アプローチの結果、テロ資金供与リスクの懸念がある場合（質問の回答で「いいえ」とされたもの）、改善に向けた取組について、医療法人に指導いただきますようお願いいたします。

また、追加アプローチの結果（リスク項目確認票の回答）及びテロ資金供与リスクの懸念に対する指導を行った場合における当該指導内容について、改善するまでの間、定期的に当課あて報告いただきますようあわせてお願いいたします。

なお、現在、国際展開を行っている医療法人で追加アプローチ要となった医療法人については、追加アプローチを早々に実施いただき、3月15日（金）までに当課あて報告いただきますようお願いいたします（新しく国際展開を行う医療法人で追加アプローチ要となった場合も、適時、追加アプローチを行っていただき当課あて報告いただくようお願いいたします。）。

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

電話番号 03-5253-1111（内線 2640）

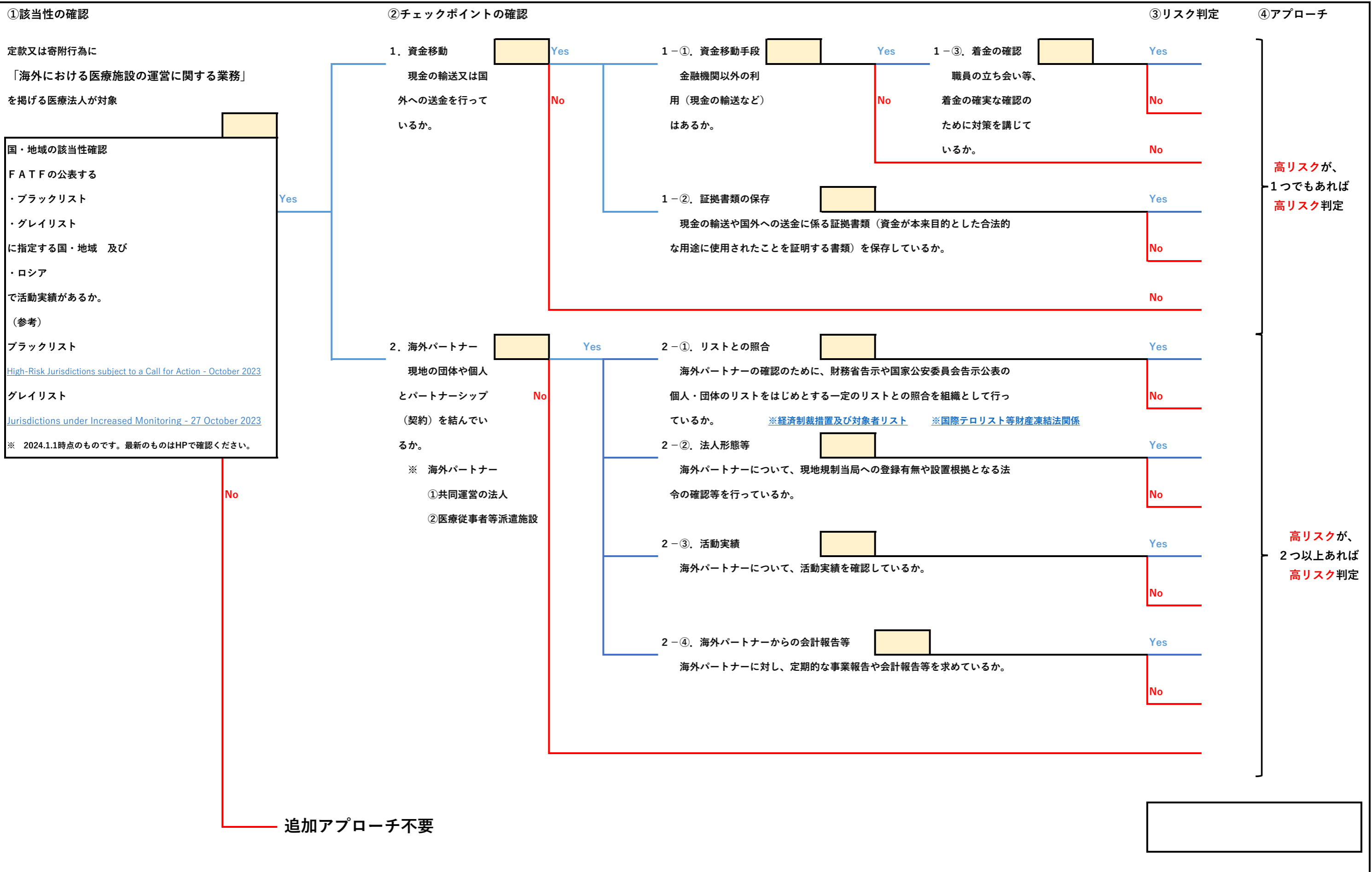
E-mail iryouhoujin@mhlw.go.jp

提出日：

法人名：

事業実施国：

について、記載・選択ください。



リスク項目確認票

提出日：
 法人名：
 事業実施国：

について、選択・記載ください。

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
-----	----	-----------------

1. 情勢

① 事業を実施している国・地域及びその周辺におけるテロ行為の発生状況を確認していますか。

(補足)

- 国際テロ情勢に係る動向を取りまとめている「国際テロリズム要覧」（公安調査庁）や、テロ情報を含めた各国の現地情勢を取りまとめている「海外安全ホームページ」（外務省）などの情報を踏まえて、事業の実施国・地域がテロ行為にさらされている地域やその周辺に該当するかどうかを確認することが重要です。

国際テロリズム要覧

海外安全ホームページ

2. 資金移動 ※ 該当しない場合は「-」。

① 現地での金融機関の口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順を定めていますか。

② 現金や金融機関の口座、その他の財産の管理方法を定め、定期的に確認していますか。

③ 現地で目的外の資金等に悪用された（悪用される蓋然性が高い）場合の対応について定めていますか。

④ 金融機関以外を利用した場合、職員の立ち会い等、着金の確実な確認のために対策を講じていますか。

⑤ 現金の輸送や国外への送金に係る証拠書類（資金が本来目的とした合法的な用途に使用されたことを証明する書類）を保存していますか。

(補足) ※現地の法人での資金管理

- 現地で金融取引や現金での支払い等を行う際の取扱い（引出しを行う者とは別の者からの承認を得る等）や口座の入出金の記録の保存、その定期的な確認等、口座からの引出しや経費の支出に当たっての手順をあらかじめ定めておくことが重要です。【①関係】
- 資金（現金や預金）や帳簿の管理は1人に任せず、複数者で行ってください。また、実際の資産の管理状況と支出報告や帳簿との整合性を定期的に確認してください。【②関係】
- 資金が悪用された（される恐れのある）場合、適切な対応を検討するための体制をあらかじめ定めておくことも重要です。【③関係】

事 項	回答	改善に向けた取組（時期、内容）
-----	----	-----------------

（補足）※国外送金等

- 金融機関等には、犯罪収益移転防止法または外為法により、テロ資金供与を防止するための規制が設けられています。医療法人が資金を移動させる場合には、原則として、これらの金融機関等を利用してください。【④関係】
- 紛争地域や被災地などでは、現金以外の利用が困難な場合もあります。現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は、一般にテロ資金供与の高いリスクを伴うため、例外扱いとしてください。【④関係】
- 現金の輸送や金融機関等以外の送金手段を利用する必要がある場合には、これらを利用する者とは別の責任者が利用の承認を行うなど、法人内部のルールをあらかじめ取り決めておくことが重要です。その上で、現金の輸送や金融機関等以外の送金手段の利用は必要最小限の金額とするとともに、支出先の身元を十分確認してください。【④関係】
- 医療法人から海外の拠点（自法人の海外拠点や海外パートナー）への資金の移動について、資金の流れを証明する証拠書類を確認し、保管してください。【⑤関係】

3. 海外パートナー ※ 該当しない場合は「-」。

① 海外パートナーについて、テロリストやテロ組織との関わりがないことを確認していますか。		
② 海外パートナーについて、現地規制当局への登録有無や設置根拠となる法令の確認等を行っていますか。		
③ 海外パートナーについて、活動実績を確認しているか。		
④ 海外パートナーに対し、定期的な事業報告や会計報告等を求めていますか。		

（補足）

- 現地法人と共同で医療機関の運営、現地法人への医療技術等の教授等、現地のパートナーと連携することがあります。海外パートナーがテロリストやテロ活動につながりを持っていないか、資産凍結等の対象となっていないか確認することはテロリストの関与を避けるため重要です。【①関係】
- また、海外パートナーがどのような法律に基づき設立され、現地の規制当局に登録されているか。その法律により、団体にはどのような規制が設けられているか、これまでどのような活動実績があるか、確認することも重要です。【②、③、④関係】
- なお、海外パートナーの事業内容が漠然としている。海外パートナーからの提案に、未知の団体や新たに設立された団体への事業の委託が含まれている。海外パートナーの主要活動場所とされる住所に連絡がとれない。海外パートナーから現金での支払いを求められる。海外パートナー名義でない口座への振込や、海外パートナーの拠点もなく、事業も行っていない国の口座への振込を求められる。パートナーが異常なレベルの守秘義務を求めてくる。といった事例があった場合は医療法人が悪用されるリスクが高い可能性がありますので、注意が必要です。【①、②、③、④関係】

経済制裁措置及び対象者リスト

国際テロリスト等財産凍結法関係

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表及び
テロ資金供与に係る対策の好事例の提供について

経済・金融サービスのグローバル化、暗号資産の普及といった技術革新により、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっています。そのような中で、犯罪によって得た収益の出所などを分からなくするマネー・ローンダリングやテロ行為・大量破壊兵器の拡散活動への資金供与の手口も複雑化・高度化しています。

こうした状況を踏まえ、現在、政府一体となって強力に対策に取り組んでおり、我が国におけるリスクの評価は、国家公安委員会が、毎年、犯罪収益移転危険度調査書を作成・公表しているところであり、今般、令和 4 年の犯罪収益移転危険度調査書が公表されました。

また、テロ資金供与に係る対策の好事例について公益法人の取組事例が内閣府大臣官房公益法人行政担当室において公表されております。

テロ資金供与に巻き込まれることは、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、医療法人全体の信頼を損ね、地域の医療提供体制を脅かすことにも繋がりますので、下記のとおり、政府の取組みを御理解の上、貴管下の医療法人へ周知いただくとともに貴職におかれましては、これらの視点を踏まえた国際展開を行う医療法人への監督を行いつつ、適切な指導を実施いただきますようお願いいたします。

記

1 令和 4 年犯罪収益移転危険度調査書の公表

令和 4 年の犯罪収益移転危険度調査書では、医療法人について、令和 3 年 8 月に公表された F A T F 第 4 次対日相互審査の結果において、N P O 等に関する優先して取り組むべき行動として、「テロ資金供与に悪用されるリスクがある N P O 等、特にリスクの高い地域で活動している N P O 等についての完全な理解を確保するとともに、リスクに見合ったアウトリーチ、ガイド

ンス提供、モニタリング又は監督を行う」とされていることを受け、リスクを評価した結果を掲載されております。医療法人制度では国際展開に関する業務を附帯業務として限定的に実施いただいているため、リスクは低いと評価しておりますが、昨今の国際情勢に鑑み、テロ資金供与に悪用される危険性も御留意の上、リスクの懸念がある医療法人があれば、適切に監督・指導いただきますとともに、当課あて連絡いただきますようお願いいたします。

2 テロ資金供与に係る対策の好事例の提供

内閣府大臣官房公益法人行政担当室において「公益法人におけるテロ資金供与対策について」（令和4年6月）が公表されており、この中で公益法人におけるテロ資金供与対策のポイントや各公益法人で実施されている取組事例が紹介されており、医療法人にも活用可能な事例もございますので、貴管下の医療法人へ提供いただくとともに、貴職におかれましても医療法人への適切な監督・指導をお願いいたします。

なお、貴管下の医療法人において、テロ資金供与に係る対策で好事例がありましたら事例をまとめて共有させていただきますので、当課あて連絡いただきますようお願いいたします。

(参考) 「犯罪収益移転危険度調査書」 (令和4年12月国家公安委員会)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm>

(参考) 「公益法人におけるテロ資金供与対策について」 (令和4年6月内閣府大臣官房公益法人行政担当室)

https://www.koeki-info.go.jp/administration/terror_shikin_taisaku.html

【照会先】

厚生労働省医政局医療経営支援課医療法人支援室

電話番号 03-5253-1111 (内線 2640)

E-mail iryouhoujin@mhlw.go.jp

4. 社会医療法人の認定基準の追加について（新興感染症発生・まん延時における医療）

- 社会医療法人は、平成 18 年の医療法改正において、公立病院等が中心に担ってきた救急医療等確保事業について、民間の高い活力を活かしながら地域住民にとって不可欠な当該事業を一定程度以上担う公益性の高い医療法人として制度化されたものであり、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業の業務の用に供する資産の固定資産税等の非課税措置等が講じられている。
- 令和 3 年の医療法改正により、令和 6 年度から開始する第 8 次医療計画の救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されるとともに、令和 4 年の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）の改正により、令和 6 年 4 月 1 日以降、新興感染症発生・まん延時における医療提供体制の確保のため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を締結する仕組みが創設され、当該医療の提供体制は、この協定の仕組み等による地域における役割分担を通じて確保していくこととされた。
- これらを受け、地域における医療提供体制の確保を促進するため、社会医療法人の認定要件となる救急医療等確保事業の実施に係る基準に「新興感染症発生・まん延時における医療」に関する基準を追加することとする。

【PI 支 27】

- 今後、厚生労働省告示及び医政局長通知（※）を改正し、当該医療を実施する病院の構造設備、当該業務を行うための体制及び当該業務の実績に係る基準をそれぞれ設定するが、主な内容として、国が参酌基準として示したものを満たす流行初期医療確保措置の対象となる医療措置協定を締結していることや、救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること等とする考えであり、3 月下旬に公布・発出する告示・通知を確認していただくようお願いする。

※告示：医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 20 年厚生労働省告示第 119 号）

通知：社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号厚生労働省医政局長通知）

社会医療法人が行う救急医療等確保事業の拡充に伴う税制上の所要の措置

(所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税)

1 大綱の概要

社会医療法人の要件について、医療法の改正により救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されたことに伴い、その事業に関する基準が新たに設定された後も、引き続き、社会医療法人が行う医療保健業を収益事業から除外すること等の措置を講ずる。

2 制度の内容

- 社会医療法人は、地域医療に不可欠な救急医療等確保事業（救急、災害、へき地、周産期、小児）を一定以上担う公益性の高い医療法人である。今般、医療法（昭和23年法律第205号）の改正により令和6年4月1日から救急医療等確保事業に「新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業」が追加されることに伴い、社会医療法人の要件に当該事業に関する基準を追加する。
- 当該追加の後も、社会医療法人を、医療保健業に係る法人税及び救急医療等確保事業の用に供する固定資産税等の非課税措置の対象とする。

【新興感染症発生・まん延時における医療の確保に必要な事業に関する基準】※現時点案。今後、厚生労働省告示を改正する。

- 平時に都道府県との間で以下の全ての内容を含む協定を締結していること。
 - ①感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる病床確保に係る協定
 - ②感染症法の規定に基づく流行初期医療確保措置の対象となる発熱外来に係る協定
 - ③災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等を有し医療法及び感染症法の規定に基づく医療人材派遣に係る協定
- 新興感染症に対応する医療機関として、以下の機能を確保していること。
 - ①確保病床は酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること、発熱外来は発熱患者等専用の診察室の設置が可能であることのほか、新興感染症発生・まん延時における医療を行うために必要な施設、設備及び物資を有すること。
 - ②平時から、救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保していること。
- 毎年度、医療機関内で新興感染症対応に係る研修若しくは訓練の実施又は外部の機関が行う新興感染症対応に係る研修若しくは訓練に参加していること。

5. 持分なし医療法人への移行促進について

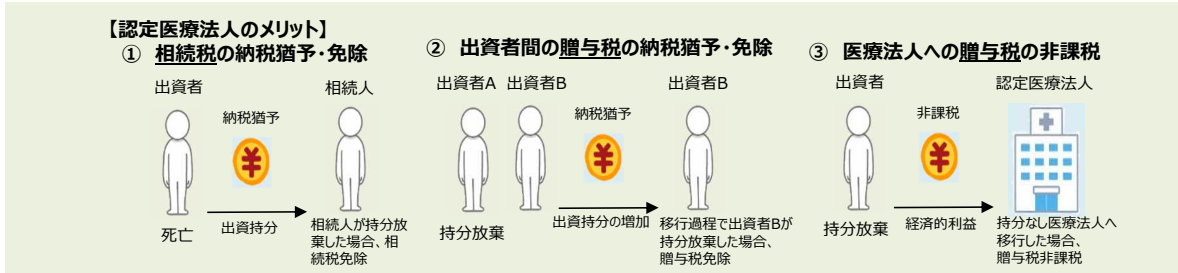
- 「持分あり医療法人」では、出資者の相続が発生すると相続税支払いのために相続人から法人へ払戻請求が行われる可能性がある等、法人経営の安定性に課題があるため医業の継続性の観点から、また、医療法人の非営利性の徹底の観点から、平成18年の医療法改正において「持分なし医療法人」を原則とするとともに、従前から設立されていた「持分あり医療法人」については「持分なし医療法人」への自主的な移行を促している。
- 平成26年には、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行計画を厚生労働大臣が認定する制度を創設し、出資者に係る相続税等の猶予・免除を受けられる税制措置や出資者の払戻請求に対応するための優遇融資を講じ、平成29年には医療法人に対するみなし贈与税の非課税措置を講じた。
- 令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、本制度の期限が令和8年12月末まで延長され、併せて、更なる移行促進を図るため、認定から3年以内とされていた移行期限が認定から5年以内に緩和したので、本改正内容について御承知置きいただきたい。
【PI支29】
- 各都道府県におかれては、平成18年の医療法改正以降、「持分なし医療法人」への移行について医療法人への指導、助言を行っていただいているところであり、引き続き、移行促進に向けて、医療法人への制度周知や相談支援などについて、積極的な対応を行っていただくようお願いする。
- また、認定医療法人から「持分なし医療法人」へ移行するための定款変更の認可申請がなされた場合には、期限までに移行が完了するよう、適切に御対応いただきたい。

持分なし医療法人の移行促進について

(「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」による改正内容)

1 制度概要等 (改正前)

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした平成18年度の医療法改正により、平成19年度以降「持分あり医療法人」の新設はできなくなりました。(注) 医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人(出資者)を除外し、国等に限定した。
- 平成26年度の医療法改正により「認定医療法人制度」が創設され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、**税制上の優遇を受けることができることとなった(大臣認定の後、3年以内に移行)**。3年の期限を2回延長、認定医療法人制度の活用件数は増加している。
 (注) 認定医療法人制度により、出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置を導入
 (注) 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置も導入
 (注) 持分あり医療法人: 約3.7万法人、持分なし医療法人: 約2万法人(令和3年度末時点)
- 一方で、認定を受けた医療法人の中には、その後の出資者との調整期間の不足等により、**認定から3年以内に放棄の同意を得ることができず、認定医療法人制度を活用できなかった法人も存在する。**
 (注) 移行期限(現行、認定から3年以内)内に全ての出資者が出資持分を放棄する等による持分なしへの移行完了が必要であり、移行期限までに移行できなかった場合には、認定が取り消され、再度の認定を受けることはできない。



2 改正内容

- 認定医療法人制度は、令和5年9月30日までの措置であるため、当該制度を**令和8年12月31日まで延長**する。
- 更なる移行促進のため、**認定から3年以内の移行期限を、認定から5年以内に緩和**する。

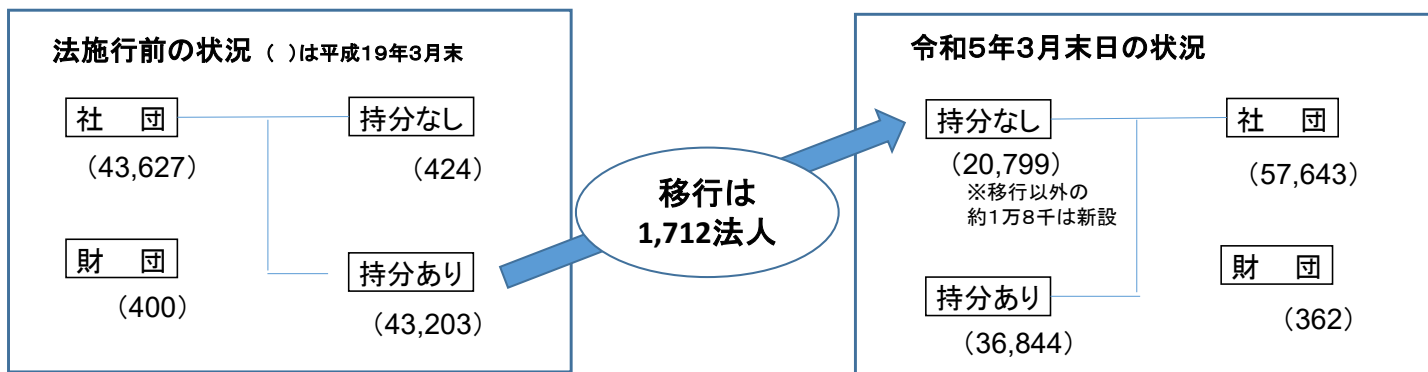
【施行日】令和5年5月19日

(参考) 持分なし医療法人への移行数について

○持分なし医療法人への移行数

「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行法人は、累計1,712法人(※)

※平成18年改正医療法施行後の累計。令和5年3月末日現在。



○認定制度による認定件数等

認定期間	認定件数 (うち特例認定)	移行件数 (うち特例認定) ※
旧制度による認定: H26年10月~H29年9月末日	87件 (31件)	76件 (31件)
新制度による認定: H29年10月~R5年3月末日現在	834件 (31件)	749件 (31件)
合計 (特例認定の重複を除く)	890件	794件※

特例認定とは、旧制度の認定を受けた後、再度、新制度で認定を受けること

※移行件数は、医療法人から移行完了の報告を受けた件数 (医療法人は、移行完了後、3ヶ月以内に厚生労働大臣に定款変更を受けた報告を行うこととなっている)

参考: 平成18年改正医療法による医療法人制度改革

※ 法人財産を持分割合に応じて出資者へ分配できる、いわゆる「持分あり医療法人」については、出資者の相続に伴い払戻請求が行われるなど法人経営への影響等の課題があり、平成18年改正医療法により、新設の医療法人は「持分なし医療法人」のみを認めることとした。

※ また、平成26年には、「持分あり医療法人」から「持分なし医療法人」への移行を促進するため、計画的な移行に取り組む医療法人を国が認定する制度を設け、相続税猶予等の税制優遇などを実施している(上掲表の「旧制度」)。

6. 医療法人制度の適切な運用について

(医療法人の指導監督)

- 医療法人については、非営利性の確保をはじめ適正に運営されていることが基本となるので、医療法、医療法施行規則及び運営管理指導要綱等の関係通知に基づき、十分な指導監督をお願いする。また、医療法人に対する実地検査についても、例えば、地域医療に影響のある大規模病院を開設する等の医療法人について、医療法第 25 条に基づく立入検査の機会を利用して、5 年に 1 回程度、定期的を実施するなど、各都道府県の実況に応じて検討・対応をお願いしたい。

(外部監査の導入)

- 平成 29 年 4 月 2 日以降に始まる会計年度より、一定規模以上（※）の医療法人については、医療法第 51 条の規定に基づき、公認会計士又は監査法人による外部監査を受けることが義務づけられている。対象となる医療法人において、監査の受審もれがないよう、引き続き所管の医療法人に指導をお願いしたい。

※一定規模以上の要件

① 医療法人（社会医療法人を除く。）

- ・ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 50 億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 70 億円以上であること。

② 社会医療法人について（イ又はロに該当する法人）

- イ 貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 20 億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が 10 億円以上であること
- ロ 社会医療法人債を発行していること。

(事業報告書等の届出及び閲覧)

- 医療法人は、医療法第 52 条の規定により、毎事業年度、都道府県に対する事業報告書等の届出が義務付けられている。提出された事業報告書等の確認は、適正に法人運営がされていることの最低限の確認であり、届出漏れがないよう厳正な指導をお願いする。この点については、平成 26 年 6 月 24 日に総務省の行政評価・監視において勧告された内容に基づき、当方からも通知しているので、しっかりと対応いただきたい。
- また、事業報告書等については、令和 4 年 3 月に医療法施行規則を改正し、G-M I S（ジームス）へのアップロードによる届出を可能とし、また、都道府県においてインターネット等の方法により閲覧（令

和 5 年 4 月施行) を行うこととし、デジタル化にむけた取組みを進めている。

- 手続のデジタル化に難航している医療法人の対応等もあると思われるが、医療法人と都道府県における事務負担の軽減に資するものと考えており、御理解・御協力の上、適切な監督・指導をお願いする。
- なお、令和 4 年度より実施している、紙媒体での届出を希望する医療法人の事業報告書等を電子化する事業は、来年度も実施予定であるが、詳細な運用は調整中であり、別途連絡するので御承知いただきたい。

(非医師の理事長の選出に係る認可)

- 医療法人の理事長は、都道府県知事の認可を受けた場合は、医師又は歯科医師でない理事のうちから選出することができるとされている。

この運用に関しては、「医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について」(昭和 61 年健政発第 410 号厚生省健康政策局長通知)により技術的助言が行われており、具体的には、候補者の経歴、理事会構成等を総合的に勘案し、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、適切かつ安定的な法人運営を損なうおそれがないと認められる場合には認可が行われるものである旨を示している。当該認可の取扱いについて、平成 26 年 3 月に発出した「医師又は歯科医師でない者の医療法人の理事長選出に係る認可の取扱いについて」(平成 26 年医政指発 0305 第 1 号厚生労働省医政局指導課長通知)により、医師又は歯科医師以外の者について要件を設定して門前払いをするのではなく、しっかりと候補者の経歴等を総合的に勘案し認可について判断していただきたい旨を通知しているところであるので、引き続き御留意いただきたい。

(社会医療法人制度)

- 社会医療法人については、令和 6 年 1 月 1 日現在で 361 法人が認定を受けている(資料Ⅱ:「2.社会医療法人の認定状況について」)。各都道府県においては、社会医療法人の認定時はもとより、認定後も毎年の事業等の実施状況について、「社会医療法人の認定について」(平成 20 年医政発第 0331008 号厚生労働省医政局長通知)に基づき、実地検査等を含め適正な審査・確認を行うようお願いする。
- 社会医療法人の認定要件のうち、救急医療等確保事業の実績について、コロナ禍において、通常とは状況が異なり要件を満たさないケー

すが想定されることから、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等について、令和2年2月から令和4年3月までの期間における新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例的な基準値を設定しているため、その適正な運用について引き続き御協力をお願いする。

- また、このほかにも、都道府県知事は社会医療法人が救急医療等確保事業基準を満たせなくなることで、当該医療法人に係る社会医療法人の認定の取り消し手続きを突然開始し、地域医療に混乱を与えてしまうことのないよう、社会医療法人が救急医療等確保基準を満たすことができない場合においても、当該社会医療法人に事業継続の意思があり、かつ、都道府県知事が一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には、当該社会医療法人に対して1年間の猶予を与えることができる規定がある。

そのため、各都道府県においては、救急医療等確保事業基準を満たさない法人がある場合において、一定の猶予を与えれば改善が可能であると認める場合には当該法人に対し、猶予を与え、地域医療に混乱が生じないように適切に対応いただくようお願いする。

(特定医療法人制度)

- 特定医療法人制度について、「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準」(平成15年厚生労働省告示第147号)第2号イに定める医療施設の基準を満たしている旨の証明手続に関して引き続き御協力いただくようお願いする。